

在留資格「特定技能」 農業分野におけるご活用のご提案

「特定技能」が創設されます

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



	条件	在留期間	家族の帯同
特定技能1号	一定の技能	通算5年	×
特定技能2号	熟練した技能	更新可能	○

1号で対象として想定する14業種

介護 ビルクリーニング
素形材産業 産業機械製造
電気・電子機器関連産業
建設 造船・船用工業
自動車整備 航空 宿泊
農業 漁業 飲食料品製造 外食



特定技能1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

よくあるご質問

- Q 母国における外国人の学歴は必要ですか。
A 学歴については、特に求めていません。なお、特定技能外国人は18歳以上である必要があります。
- Q 登録支援機関として登録を受けた機関は公開されるのですか。公開されるとした場合、どこに公開されるのですか。
A 登録支援機関の登録を受けた場合には、出入国在留管理庁のホームページで公表されます。
- Q 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合、技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。
A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので、そちらをご確認ください。



単純労働分野への幅広い国籍からの受入れを解禁

今後5年間の受入数は最大で35万人程度とされており、技能実習からの移行が半数程度を占めると見込まれています。



同一の業種であれば転職が可能

技能実習生では基本的に認められませんが、関連業種内であれば転職可能です。



農業、漁業の2業種は人材派遣が可能

季節による作業の繁閑に対応可能です。